

○美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（業務の内容）

第3条 施設の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 農業・農村の活性化及び産業の振興に寄与する情報の提供
- (2) 高齢化に対応した保健福祉支援サービスの提供
- (3) 自然災害及び火災等緊急情報の提供
- (4) テレビジョン放送及びラジオ放送の再送信
- (5) 地域のコミュニケーションを豊かにする自主制作番組の放送
- (6) 住民ニーズによる生きがいの向上、教育・文化の振興を目指す情報の提供
- (7) 市及び公共団体等の広報、連絡等の伝達
- (8) 自主放送番組の広告放送業務
- (9) その他市長が必要と認める業務

別表第2（第19条関係）

区分	時間	使用料の額	
動画又は 静止画放送	15秒以内	広告放送依頼者（市内）	1,000円／日
		広告放送依頼者（市外）	2,000円／日
	30秒以内	広告放送依頼者（市内）	2,000円／日
		広告放送依頼者（市外）	4,000円／日

附 則

この条例は、平成23年9月26日から施行する。